

議会運営委員会書記録

令和7年(2025年)4月17日(木)
第3委員会室

◎ 出席者

- ◇委員長 伊藤 治
- 副委員長 久保田 茂
- 委員 大和田 哲、大田 ちひろ、和泉田 宏幸、小林 成好
横井 聖美、清田 巳喜男、後藤 孝江、白川 秀嗣
松島 孝夫
- ◇議長 島田 玲子
- ◇委員外議員 瀬賀 恭子 副議長
- ◇傍聴議員 なし
- ◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
鈴木主任

○ 開会前(9:28)

- ・ 事務局より議会運営委員会出席の事務局職員転入者の紹介

○ 開会(9:30)

- ◇ 議長あいさつ及び諮問
- ・ 付議事件の委員会付託について

○ 諸般の報告

- ◇ 付議事件について《課長報告》
市長から提出された議案は、人事議案2件、一般議案1件の合計3件である。
- ◇ 議案説明会について《課長報告》
議案説明会は、議員会終了後に第1委員会室を会場に行い、説明時間については概ね3分と伺っている。

○ 議事

- ◇ 会期予定及び付議事件の委員会付託について《課長説明》
お手元の「会期予定(案)」をご覧ください。会期は、4月24日(木)の1日間
で編成している。臨時会の付議事件については、申合せ事項の臨時会の運営関係に基づ
き議事を進め、委員会付託は省略することとなる。具体的な議事の進め方は、提案説明

の後、議案審査のための休憩を挟み、質疑、委員会付託は省略の後、討論通告のための休憩を挟んで、討論、採決となる。また、議案審査、討論通告のための2回の休憩は、先例により議場外休憩とし、慣例により、それぞれ概ね30分としているが、2回目の討論通告のための休憩については、概ね10分を目安に事務局で各会派に討論の有無を確認させていただき、準備が整い次第、本会議を再開させていただきたいと考えている。なお、議案の質疑は、臨時会のための通告書の提出は行わず、質疑がある議員は挙手により質疑していただくことになる。また、討論の通告があった場合は、事務局から各会派へ報告する。改めて、会期予定（案）に沿って説明させていただくと、午前10時に開会、先例により、新任の副市長及び教育長から就任のあいさつがある。続いて、開議、諸般の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長提出議案の一括上程、提案理由の説明を行い、質疑、委員会付託省略、討論、採決を行い、閉議、市長あいさつ、閉会となる。なお、第47号議案及び第48号議案の人事議案については、申合せにより討論を省略し、直ちに採決を行うこととする。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 執行部席の変更について《課長説明》

執行部から4月臨時会における執行部席の一部変更について、申入れがあった。今臨時会の執行部席は、議案等の関係から説明員の出席は10名となり、保健医療部長は市民協働部長席へ変更し、お手元の座席表のとおりとすることについて、ご了承いただきたいとのことである。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、執行部の申入れのとおり了承された。

◇ 各種委員会委員・議会議員・審議会等委員の割振りについて《課長説明》

お手元の「各種委員会委員・議会議員・審議会等委員割振表（案）」をご覧ください。慣例により、常任委員会の任期2年の満了時に併せ、各種議会議員・審議会等委員についてもそれぞれの設置規定や選出の時期によって任期は異なるが、一斉に改選することとしている。具体的な協議については、6月定例会告示日に各会派の希望を聴取するなど、ご協議、ご決定いただくが、あらかじめその内容について説明する。なお、割振表（案）で網かけとなっている「埼玉県都市ボートレース企業団議会議員」、「社会福祉審議会委員」、「空家等対策協議会委員」、「社会福祉協議会及び埼玉県共同募金会越谷市支会の理事・評議員」については、備考欄の記載にあるとおり、それぞれ充て職となっていることから、今回、割振りを具体的にご協議いただくのは、No.1 常任委員、No.2 議会運営委員、No.3 越谷・松伏水道企業団議会議員、No.4 東埼玉資源環境組合議会議員、No.5 都市計画審議会委員、No.6 土地開発公社理事、監事までの6件となる。また、現在

の常任委員及び議会運営委員は、令和5年5月臨時会から本年5月21日までの任期となるが、委員会条例の「後任者が選任されるまで在任する。」という規定に基づき、6月定例会初日に新たな委員の選任を行うまでは、現在の委員に在任いただくこととなる。割振表（案）を基に、別紙の「ドント式比例配分表」を参考にしながら、具体的に説明させていただきたい。

まず、No. 1の常任委員の各会派への割振りだが、割振表（案）の備考欄に記載のとおり、先例により、「所属人数の多い会派から希望を聴取のうえ決定し、定数を超えた場合は調整する例」となっているため、6月定例会告示日の議会運営委員会の際に、会派順に希望を聴取する。その際、8会派の希望を順次聴取し、結果として、各常任委員会の定数8名を超える場合は、全体的に調整することとなる。なお、常任委員の欄にある①又は②は、現在の会派割振り人数である。また、議長は委員会条例第2条第1項ただし書の規定により、常任委員を辞退又は辞任することができる規定となっているため、現時点では、子ども・教育は7名となっている。

次に、No. 2の議会運営委員の改選についてだが、5月で任期満了となるため、常任委員同様、慣例により6月定例会初日に新たな委員の選任を行うこととなる。なお、議会運営委員の各会派への割振りについては、割振表（案）の備考欄に記載のとおり、先例により、「所属人数を3で除して、小数点以下第1位を四捨五入して算出し、3人未満の政党会派については1人とする例」により、①自由民主党越谷市議団3名、②公明党越谷市議団2人、③越谷刷新クラブ1人、④こしがや無所属の会1人、⑤立憲民主党越谷市議団1人、⑥日本共産党越谷市議団1人、⑦越谷市民ネットワーク1人、⑧日本維新の会1人の合計11人となる。

次に、No. 3の越谷・松伏水道企業団議会議員について、選出人数12人のうち、2人については、正副議長の充て職となるため、そのほかの10人の割振りとなる。別紙のドント式比例配分表を参照いただくと、①から⑩までの数字が付けられた会派が10人に該当するため、割振表（案）にあるとおりの割振り人数となる。

次に、割振表（案）のNo. 4東埼玉資源環境組合議会議員、No. 5都市計画審議会委員、No. 6土地開発公社については、いずれも定数が6人となっている。こちらも割振表（案）と併せて、別紙ドント式比例配分表を参照いただくと、比例配分により、①、②、③の数字が付けられた5人までが確定することとなる。具体的には左から、自由民主党越谷市議団から2人、公明党越谷市議団1人、越谷刷新クラブ1人、こしがや無所属の会から1人の5人までが確定することとなる。最後の6人目の選出については、⑥の数字がつけられている、公明党越谷市議団、立憲民主党越谷市議団、日本共産党越谷市議団、

越谷市民ネットワークから1人を選出していただくことになる。

再度、割振表（案）に戻り、No. 6の土地開発公社の6人についてだが、理事が5人、監事が1人となっており、表の下欄外にあるとおり、監事については選出人数の多い会派から選出することを基本としている。なお、今回は選出人数の多い会派のうち、自由民主党越谷市議団から監事を選出している。

次に辞職の手続きの関係だが、常任委員及び議会運営委員については任期満了に伴う改選となるが、その他の各種議会議員・審議会等委員については、本来の任期満了に伴うものではないことから、現在の各議会議員や審議会委員などの辞職の手続きが必要となる。その手続き及び時期については、慣例により、6月定例会初日の前日としているため、今回は6月1日付で辞職、辞任する旨、事務局で手続きを進めていくので、ご了承いただきたい。

☆白川委員 議長の取扱いについて、常任委員を辞退又は辞任をすることができるとなっているが、辞任しなければならないとなっていないのはなぜか。

★課 長 推測にはなるが、「できる」規定のため、あくまでできるということで、議長の考え方にお任せするということになったと思う。一方で、議会運営を中立の立場で公正に行うというところを考慮し、議長の判断で「辞職することができる」とはしているが、これまでは辞任している方が全てということになっているのではないかと判断している。

☆白川委員 全体の統括責任として議長があるが、議長と言えども、一議員として質疑したり意見を言ったりする場というものは、確保しなくてはと思う。常任委員会で採決をするので議長が例えば賛成というふうにして、本会議場で可否同数になった際に、一般的には現状を変えることがないので、議長は反対というふうになる場合もある。そういうことが想定されているので、基本的には一議員の権利を剥奪するわけにはいかないので「できる」規定になっているし、採決に対する表明が全体に影響することがあるので、そうしているというふうに理解している。

★課 長 お見込みの通りでよろしいかと思う。

★委員 長 割振表（案）を見ると、※印で書かれている4会派があるが、その4会派で調整ということになるので、よろしく願いたい。事務局の説明のとおり、各種委員会委員等の割振りについては、6月定例会告示日に各会派の希望を聴取していくので、ご了承願いたい。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり了承された。

◇ 議会活性化等について

★委員 長 議会のICT活用の件についてのうち、タブレット端末等の活用についてだが、論点を整理しながら、継続して協議することとなっている。まず本件に係る今後の取り扱いについて、これまでの協議の経過を踏まえ、次期の議会運営委員会に申し送ることによいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

★委員 長 ただいま次期の議会運営委員会に申し送ることが決定されたが、お手元に前回の会議でご了承いただいたとおり、これまでに決定した内容と、これまでの経過、ご意見等をまとめた議会活性化・継続協議申送り事項（案）をお示しさせていただいた。当該申し送り事項（案）に対するご意見はあるか。本件については、当該申し送り事項（案）のとおり、次期の議会運営委員会へ申し送ることにご異議ないか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、申送り事項（案）のとおり次期の議会運営委員会へ申し送ることに決定された。

◇ 次回の議会運営委員会の開催日程について

○ 休 憩（９：４４） → 次回の協議日程について確認。

○ 開 議（９：４５）

※ 議会運営等について、次回、告示日の５月２６日（月）午前９時３０分より協議することに決定された。

◇ その他

・ 政務活動費の収支報告書等の提出について《課長説明》

再度のご案内となるが、令和６年度分の収支報告書等の提出期限は、４月３０日までとなっているため、必要書類を添付してご提出いただくようお願いしたい。

・ 請負状況等報告書の提出について《課長説明》

令和６年度（2024年度）における越谷市に対する請負の状況については、越谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例等に基づき、必要な書類を添付して、今年度は暦の関係から６月２日から３０日の間にご提出いただくことになるので、よろしくお願いしたい。

・ 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）の策定について《課長説明》

地方自治法の一部が改正され、普通地方公共団体の議会及び長その他執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を

講じなければならないものとして、令和8年4月1日に施行されることとされている。今般、総務省からその指針（案）が示されたが、通知によると、「議会においては、長との連名により共同で策定すること等が考えられる」など、運用上の工夫を行うことも可能であるとされているため、今後指針の策定にあたっては、執行部と調整していきたい。

・ **請願・陳情のオンライン提出について《課長説明》**

関係する各規程等を制定した後、3月下旬より、市議会ホームページの「請願・陳情」のお知らせの中で、オンラインでの提出についてご案内をしている。今後は、5月1日発行の議会だよりにおいても、周知を図っていくことを考えている。なお、現在のところ、問い合わせ等はないが、議員の皆さんに相談等あれば、事務局にもご連絡いただくようお願いしたい。

・ **議員派遣の行政調査について《課長説明》**

実際には会派単位で年に1回実施しているが、派遣の際には、あらかじめ定例会において派遣手続きが必要となる。仮に7月、8月に実施する場合は、直前の6月定例会において、議員派遣の議決を行うことになる。そのため、すでにご相談をいただいている会派もあるが、相手市との調整など時間を要するため、行政調査を検討している会派においては、早めに事務局との調整をお願いしたい。

→ その他発言なし。

※ 本会議への委員長報告については正副委員長に一任された。

○ 閉 会（9：48）